

令和2年12月

代理店 各位

関東交通共済協同組合

## 令和3年4月1日以降始期契約の自賠責共済契約の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。組合業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日以降始期の自賠責共済契約の取扱いにつきまして、共済掛金の改定が実施される可能性を踏まえ、下記のとおりご案内させていただきます。

敬 具

### 記

#### 1. 共済掛金の改定動向について

- (1) 自賠責共済掛金の改定有無は、例年1月に開催される自賠責保険審議会で、損保料率機構からの料率検証結果報告を踏まえ、審議・決定されます。
- (2) 令和3年4月1日以降始期契約の自賠責共済掛金に関し、現時点で確定している事項はないものの、自動車事故発生件数や死傷者数が年々減少傾向にあること、令和2年上半期の人身事故件数についても、これまで以上の減少ペースであることを踏まえると、共済掛金改定が実施される可能性があります。

#### 2. 令和3年4月1日以降始期契約の取扱い（ご契約手続きの留保）について

- (1) 上記のとおり、令和3年4月1日以降始期契約より共済掛金改定が行われる可能性があることから、令和3年4月1日以降始期の先日付契約を現行共済掛金で引き受け、後日掛金が変わった場合、差額をご精算いただく必要が生じます。組合といたしましては、このようなご不便をおかけすることを避けるため、令和3年1月1日（金）から令和3年1月31日（日）（予定）まで、令和3年4月1日以降始期の自賠責共済の契約締結をお待ちいただきますこととします（ご契約手続きの留保）。
- (2) なお、令和3年1月1日（金）以降、すぐに車検を受けるために必要な令和3年4月1日以降始期契約<sup>(注)</sup>につきましては、暫定的に現行掛金でお引受けください。この場合、掛金が改定となった際には、後日現行掛金と新掛金の差額を精算いただくこととなりますので、あらかじめご契約者に十分ご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

(注) 中古車の再登録等のスケジュール上、1月31日（日）までに自賠責証明書の発券が必要な契約。

掛金改定が実施された場合、新掛金でのお引受開始日などは改めて連絡させていただきます。

以 上

